

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第194号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成24年11月11日（日） 16時00分ごろ
発生場所	千葉県南房総市岩井海岸西方沖 南房総市所在の小浦港西防波堤灯台から真方位317° 1,700m付近 （概位 北緯35° 05.4′ 東経139° 49.5′）
事故等調査の経過	平成24年11月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ^{エフアール} FR27、5トン未満（長さ7.14m）
船舶番号、船舶所有者等	230-19360千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者7人を乗せ、係留地の千葉県鋸南町岩井袋漁港に向けて15～20ノットの対地速力で岩井海岸西方沖を航行中、錨が海に落下し、平成24年11月11日16時00分ごろ、錨索が推進器に絡み、主機が運転できなくなり、航行不能となった。 船長は、所属している民間救助団体に連絡した後、パラシュートアンカーを投入して救助を待ち、本船は、20時30分ごろ民間救助団体の要請で来援した巡視艇にえい航され、岩井袋漁港に入港した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東北東、風力 2 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	船長は、同乗者が錨を揚げたときに錨の固縛を確認していなかった。 船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	あり
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、岩井海岸西方沖を岩井袋漁港に向けて航行中、錨が海に落下して錨索が推進器に絡んだことから、主機が運転できなくなって運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、岩井海岸西方沖を岩井袋漁港に向けて

	航行中、錨が海に落下して錨索が推進器に絡んだため、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・揚錨後に錨が固縛されていることを確認すること。